

2025年3月31日

「当座勘定規定（一般当座用）」の一部改定のお知らせ

株式会社 みなと銀行

当社では、2026年9月30日(水)に手形・小切手の振出期限が到来します。それに伴い、当座勘定規定（一般当座用）を改定し2025年7月1日(火)より適用されます。なお、本改定はすでにご契約のあるお客さまにも適用されます。

1. 改定日

・2025年7月1日（火）

2. 対象となる規定

・当座勘定規定（一般当座用）

3. 改定内容

次の条項について以下の通り改定いたします。

※下線部分を修正・追加、赤字部分を削除

当座勘定規定	
改定前	改定後
第7条（手形、小切手の支払・発行） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ②前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当座勘定について発行したキャッシュカード（以下「キャッシュカード」といいます。）を使用してください。キャッシュカードの使用については、「キャッシュカード規定（個人用）」および「法人キャッシュカード規定」に定める方法によります。 ④2024年1月4日以降に開設された当座勘定については、手形および小切手の発行はいたしません。その場合、当座勘定から支払いを行うときは、キャッシュカードを使用してください。	第7条（手形、小切手の支払・発行） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ②前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③当座勘定の払戻しの場合には、小切手または <u>当社所定の払戻請求書</u> 、当座勘定について発行したキャッシュカード（以下「キャッシュカード」といいます。）を使用してください。キャッシュカードの使用については、「キャッシュカード規定（個人用）」および「法人キャッシュカード規定」に定める方法によります。 ④ <u>前項の払戻しに当社所定の払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当社所定の当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに口座開設店またはその他当社が特に認める店舗に提出してください。また、払戻しに際して、正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u> ⑤2024年1月4日以降に開設された当座勘定については、手形および小切手の発行はいたしません。その場合、当座勘定から支払いを行うときは、キャッシュカードを使用してください。
第8条（手形、小切手用紙） —省略— ⑤手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 —省略—	第8条（手形、小切手用紙） —省略— ⑤手形用紙、小切手用紙、 <u>または当社所定の払戻請求書の</u> 請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 —省略—

<p>第9条（支払の範囲） ① 示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当社はその支払義務を負いません。 —省略—</p>	<p>第9条（支払の範囲） ① 示された手形、小切手、または当社所定の払戻請求書等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当社はその支払義務を負いません。 —省略—</p>
<p>第10条（支払の選択） 同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。</p>	<p>第10条（支払の選択） 同日に数通の手形、小切手、または当社所定の払戻請求書等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。</p>
<p>第11条（過振り） ① 第9条の第1項にかかわらず、当社の裁量により支払資金をこえて、手形、小切手等の支払をした場合には、当社からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。 ② 前項の不足金に対する損害金の割合は年14%（年365日の日割計算）とし、当社所定の方法によって計算します。 ③ 第1項により当社が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。 ④ 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当社は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。 ⑤ 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。</p>	<p>第11条（過振り） ① 第9条の第1項にかかわらず、当社の裁量により支払資金をこえて、手形、小切手、または当社所定の払戻請求書等の支払をした場合には、当社からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。 —省略—</p>
<p>第12条（手数料等の引落し） ① 当社が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落することができるものとします。 ② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当社所定の手続をしてください。 ③ 当社が別に定める時限以降に当座勘定に受入した資金（為替による振込金を含みます。）は、入金日における第2項の支払いには充当しません。</p>	<p>第12条（手数料等の引落し） ① 当社が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または当社所定の払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落することができるものとします。 —省略—</p>
<p>第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当社は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落とします。</p>	<p>第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。</p>
<p>第16条（印鑑照合等） ① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。 ② 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 ③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>第16条（印鑑照合等） ① 手形、小切手、当社所定の払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、当社所定の払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。 —省略—</p>

以上